

飲食店の喫煙室設置条件の早見表（第2種施設 原則屋内禁煙）

① 2020年4月1日時点（3月31日までに営業許可を取得済み）で営業している飲食店である。	Y e s			
② 資本金または出資の総額が5,000万円以下であり、かつ客席面積が100㎡以下である。	Y e s		N o	
③ 喫煙室内での飲食を可能にする。	Y e s	N o	Y e s	N o
A. 喫煙専用室	×	○	×	○
B. 加熱式たばこ専用喫煙室	○	○	○	○
C. 喫煙可能室（屋内の全て）	○	○	×	×
D. 喫煙可能室（屋内の一部）	○	○	×	×

※2020年4月1日以降に営業許可を受けた飲食店は、喫煙可能室（C、D）を設置することができません。

【注意点】

- 1) A～Dの喫煙室は客、従業員ともに喫煙室内への20歳未満の立ち入りはできません。
- 2) A～Dの喫煙室を設置した場合は、標識の掲示が必要です。
- 3) A、C、Dの喫煙室は、紙巻きたばこ、加熱式たばこともに喫煙可能です。
- 4) Bの喫煙室は、加熱式たばこのみ喫煙可能です。
- 5) 喫煙可能室（CまたはD）を設置する場合は、届出書の提出をお願いします。

【喫煙室設置の技術的基準】

- ① 喫煙室の出入口で屋外から屋内への風速が0.2m/秒以上であること
- ② 壁や天井によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること

※屋内全てを喫煙可能室とする場合は、喫煙室とする屋内が壁、天井によって区画されている必要があります。